

第2回佐用町議会〔臨時〕会議録（第1日）

平成17年11月29日（火曜日）

出席議員 (53名)	1 番	高 見 誠 規	2 番	笹 田 鈴 香
	3 番	井 口 春 美	4 番	小 松 博 之
	5 番	吉 井 秀 美	6 番	木 村 慎 吾
	7 番	青 木 宏	8 番	井 上 洋 文
	9 番	福 本 利 基	10 番	高 木 照 雄
	11 番	岡 本 安 夫		
	13 番	広 畑 寛	14 番	石 黒 永 剛
	15 番	森 本 和 生	16 番	川 田 真 悟
	17 番	片 山 武 憲	18 番	中 井 恒 治
	19 番	岡 本 義 次	20 番	反 橋 護
	21 番	山 本 幹 雄	22 番	山 田 敏 雄
	23 番	大 下 吉 三 郎	24 番	坂 本 順 子
	25 番	山 田 弘 治	26 番	竹 内 茂 吉
	27 番	石 原 俊 一	28 番	鍋 島 裕 文
	29 番	廣 瀬 武 志	30 番	大 下 東 一
	31 番	西 岡 正	32 番	山 本 重 夫
	33 番	森 本 和 昭	34 番	西 田 政 幸
	35 番	目 黒 有 博	36 番	森 崎 龍 二
	37 番	西 尾 誠	38 番	巴 忠 重
	39 番	塩 崎 幸 夫	40 番	中 尾 正 俊
	41 番	敏 森 正 勝	42 番	山 田 勇
	43 番	新 田 俊 一	44 番	幸 田 孝 美
	45 番	植 戸 勝 治	46 番	金 谷 英 志
	47 番	松 尾 文 雄	48 番	西 本 俊 秀
	49 番	廣 瀬 福 市	50 番	笠 間 満
	51 番	大 久 保 宏 務	52 番	新 田 新 一
	53 番	猪 口 久 雄	54 番	梶 原 義 正

欠席議員 (1名)	12番	矢内作夫			
早退議員 (0名)					
事務局出席 職員職氏名	事務局長	岡本一良	事務副局長	谷村忠則	
	書記	坂上晴幸			
説明のため 出席した者 の職氏名 (29名)	町長	庵道典章	教育長	衣笠孝	
	天文台園長	黒田武彦	総務課長	小林隆俊	
	財政課長	小河正文	まちづくり課長	南上透	
	生涯学習課長	岸井春乗	出納室長	小笹和則	
	税務課長	大橋正毅	住民課長	山口良一	
	健康課長	達見一夫	福祉課長	内山導男	
	スポーツ振興課長	井村均	農林振興課長	大久保八郎	
	建設課長	野村正明	住宅管理課長	田村章憲	
	地籍調査課長	清水好一	商工観光課長	芳原廣史	
	農業共済課長	城内哲久	下水道課長	寺本康二	
	水道課長	西田建一	クリーンセンター所長	森脇正洋	
	教育委員会総務課長	山口清	教育委員会教育推進課長	芳原清和	
	消防長	加藤隆久	上月支所長	金谷幹夫	
	南光支所長	森崎文和	三日月支所長	飯田敏晴	
	天文台公園課長	杉本幸六			
議事日程	別紙のとおり				

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
日程第 2 . 会期の決定について
日程第 3 . 報告第 1 号 専決処分の報告について
日程第 4 . 議案第 7 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 5 . 議案第 8 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について
-

午前 10 時 00 分 開会

議長（梶原義正君） 皆さん、おはようございます。
開会にあたりひとことご挨拶を申し上げます。
本日ここに第 2 回佐用町議会臨時会が召集されました。議員各位には早朝よりおそろいでご参集賜り、誠に御苦労様でございます。
さて、今回の臨時議会に付議される案件は、条例改正議案の 2 件でございます。
ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより第 2 回佐用町臨時議会を開会いたします。あの、矢内議員から欠席届けが出ております。
直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（梶原義正君） 日程第 1 は会議録署名議員の指名であります。会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名をいたします。9 番、福本利基君。10 番、高木照雄君。以上の両君にお願いをいたします。

日程第 2 . 会期の決定について

議長（梶原義正君） 次は日程第 2 会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。この度の臨時議会の会期は、本日 11 月 29 日の 1 日限りといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ご異議なしと認めます。よって、今回の臨時議会は、臨時議会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。
続いて、日程第 3 に入るわけですが、その前に合併に伴う町長選挙後、初の議会がありますので、当選されました庵迩町長よりご挨拶を受けたいと思っております。
庵迩町長、どうぞ。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 皆さん、おはようございます。早朝からおそろいで御苦労様でございます。

本日は臨時議会ではございますが、町長として最初の議会でございますので、開会にあたりまして改めまして一言ご挨拶を申し上げます。

新町が発足をいたしまして2箇月が慌ただしく過ぎたわけでございます。私も先般行われました町長選挙におきまして、多くの町民皆様のご支持をいただきまして、新町最初の町長としてその重責を担わせていただくこととなりました。厳しい選挙を通して、広い新町内をくまなく回らせていただき、各地域の状況や町民皆様の様々な暮らしぶりを目の当たりにし、また多くの要望やご意見を承って、今後の新町の運営の大変さと責任の大きさを改めて痛感をいたしております。厳しい行財政を取り巻く環境の中ではございますが、すべての町民の幸せを願い、町内隅々まで行政の目を行き届け、公平で公正な行政運営に努めてまいり所存でございます。そして、全力で新佐用町の礎を築くために、町民皆さんとともに町長としての責任を果たしていく所存でございますので、議員各位におかれましては一層のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、当面の新町の大きな課題は、合併後の町の安定化と合併効果を生かした財政基盤の強化であると思っております。町民皆様の生活に即した福祉サービスや子育て環境の充実、農林業への対策、産業の振興や企業誘致など、多くの課題に総合的に取り組んでいくためにも合併効果を少しでも早く産み出して、着実なまちづくりを推進する体制を作らなければなりません。そのためには一日も早く旧町の垣根を取り払い、真に融和した町にすることが何よりも重要でございます。その町民融和の核になるのは、やはり町行政を行う役場が、町民皆様に親しまれ信頼されることが重要だと思っております。私自身も400数十人の町職員とともに、町民皆様の負託に応えるべく最善を尽くしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、まもなく新町、新佐用町といたしまして初めての本格的な予算になります18年度予算編成作業に入るわけでございますが、合併効果が出てくるまで、これから数年間は非常に厳しい財政状況が続くというふうに予測されております。しかし、これを取り切らなければ町の将来展望が開かれぬというふうに思っておりますので、町民皆様のご理解とご協力をいただきながら、懸命の努力を続けてまいりたいというふうに思っております。議員各位のこれから一層のご指導とご協力を賜りながら、新佐用町の新しい建設のために懸命に頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。最初のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（梶原義正君） 町長の挨拶は終わりました。

日程第3．報告第1号 専決処分の報告について

議長（梶原義正君） それでは、日程第3に入ります。

報告第1号 専決処分の報告についてであります。お手元に配付いたしております専決処分について、町長より報告があります。

町長、庵逄典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただいま上程をいただきました報告第 1 号 専決処分につきまして、平成 17 年 9 月 27 日、旧南光町で平成 17 年度南光町一般会計補正予算第 4 号並びに平成 17 年度簡易水道事業特別会計補正予算第 3 号が専決処分されておりますので、報告を申し上げます。

まず、一般会計補正予算第 4 号でございますが、歳入歳出予算の補正第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 8,944 万 7,000 円でございます。

歳入でございますが、第 18 款 繰入金、2 万円増額。内訳は、財政調整基金繰入金 7,243 万 6,000 円を減額。簡易水道事業特別会計からの特別会計繰入金 7,245 万 6,000 円でございます。

歳出でございますが、第 5 款 農林業費、104 万 7,000 円を減額。第 1 項 農業費は、阿賀屋池改修調査設計委託料が入札減により 110 万円減額。第 2 項 林業費は、倒木処理町単独補助金、5 万 3,000 円増額。第 8 款 消防費は、多賀地内の土砂除去経費、17 万 3,000 円。第 9 款 教育費は、本年 9 月の台風 14 号によります上津中学校のカーポートが倒壊したことによる復旧経費、89 万 4,000 円でございます。

次に、簡易水道事業特別会計補正予算第 3 号でございますが、歳入歳出予算の補正第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,245 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 1,623 万 5,000 円でございます。

歳入でございますが、第 6 款 繰入金は簡易水道財政管理基金を 7,245 万 6,000 円繰り入れ、歳出は、総務費で歳入同額を一般会計への繰出金となっております。

以上が一般会計並びに簡易水道事業特別会計専決処分の内訳でございますので、報告をいたします。

議長（梶原義正君） 町長の報告は終わりました。ここで質問等ありましたら、お受けいたします。ございませんか。

〔西岡君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 31 番、西岡君。

31 番（西岡正君） 31 番、西岡でございます。

先ほどの専決の報告について質疑をしたいと思います。10 月 1 日に新佐用町が誕生しました。その後ですね、町長選挙が行われ、庵途町長が当選され、初めての臨時議会でありますので、庵途町長にその質問をすることについてはですね、ちょっと分からない点があるかと思うんですが、本来職務執行者である山口町長との話であるかと思うんですけれども、まずひとつお尋ねしたいのは、ですね、法の 179 条第 3 項によってですね、議会への報告と承認ということでございますが、この件について今回の報告で正しいのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） お答えをいたします。先ほどの件でございますけれども、10 月 11 日に第 1 回の臨時議会を開催をさせていただいておりますが、それ以降に旧南光

町との事務の引継ぎを行っております。そういう中で今回報告をさせていただいたという経過でございます。よろしくお願いを申し上げます。

〔西岡君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。

31 番（西岡正君） そうすると、先ほど言われましたように、第 1 回の臨時議会でその報告をしなければならないと、これ法として縛られています。ちょっと読んでみますが、「町村長が専決処分をした場合、次の議会において報告をし、承認を求めなければならない。地方自治法 179 条第 3 項。次の会議とは、専決処分をした後、召集される議会、最初の本会議を言い、臨時議会も含めるものである」ということでありますので、第 1 回目の臨時議会で本来その報告をするのは当然なんです。で、ただ、そういう中で調整ができてなかったというのはどういうことなのか、それは旧南光町の方からその報告をきっちりされてなかったのかどうか、ちょっとお聞きします。

議長（梶原義正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） 事務の引継ぎの関係でございますけれども、旧町からの事務の引継ぎの期限が 20 日以内と、事務の引継ぎは 20 日以内ということになっておるわけでございますけれども、11 日までにこの専決事項につきましての詳しい引継ぎはそれ以降、11 日以降になったということでございます。

〔西岡君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西岡君。

31 番（西岡正君） 幸いですね、本日お許しをいただけるのであればですね、前南光町の総務課長が同席されておりますので、専決を処分、専決を行うということの中でのどの項目を向けて専決を行われたのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

〔南光町支所長 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。

南光支所長（森崎文和君） よろしいか。南光町議会におきまして 9 月定例会が 22 日に終了しております。それ以後の専決補正の必要性が生じたということで、22 日以降、23・4・5 と連休でございました。以後、専決が 27 日でございます。議会を開くのに日の余裕がなかったということであろうと思っております。

〔西岡君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西岡君。

31 番（西岡正君） 本来の議会ではないと私は思ってます。10 月 1 日から新町になるわけありますので、どの首長もが、できればですね、その旧町の間にいわれる

問題を先送りせずにですね解決したいというのは、本来の首長の考え方ではないかと思います。専決処分についてはですね、専決処分については、専決をするにはそれぞれの理由がございます。その議会が開けなかった場合とかですね、議会で議決されなかった場合とか、いろんな事情がありますけれども、今の報告ではその専決を行わなければならないその趣旨に沿って専決は行われていない。27日に専決処分されたなら30日までであるわけですから、臨時議会を開いてですね、その報告を本来しなければならないんじゃないかなと私は思います。それができなかったのかどうかをお尋ねしたい。

〔南光町支所長 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。

南光支所長（森崎文和君） それにつきましては、当時の山田町長が議会を開く余裕がなかったと判断されたことだろうと思います。

〔西岡君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西岡君。

31番（西岡正君） この件についてはですね、まあ、旧町のものをすべて新町が引き継ぐということでありますので、南光町の行政の中で生じたことを今日審議を願っておるわけでありますので、その状況についてはですね、いろんな議会の今までの経緯がございます。従いまして、南光町の議会の議員の皆さん方についてはすごくよく御存じだと思うんですが、他の町の議会の議員さんはほとんど御存じない。けれども、その新町の中で議案として上がってきとるわけですが、その中の内容も含めてまあひとつお聞きをいただきたいなと思っております。

私は当時まあ議長をさせていただいておったわけでありますけれども、去年の3月に南光町の行政の中で平成17年度の本町の予算が組めないということで、水道基金7,200万の取り崩しが、去る条例の改正が上がってきました。その条例の改正については2回の委員会付託をして、2回の委員会の中での結論は、最終的には否決になりました。それはどういうことかと言いますと、その中身がですね、これは必ず人体に即影響がございませんけれども、南光町の水道管の中にはまだ石綿管がかなり使っていると。そういう状況で即生活には、健康には害はないけれども、まあイメージ的に非常に悪いということで、できるだけ早い時期の中でその管を替えるべきだというまあ議員の意見もございました。そういう状況をしますと、当然旧町の中での事業のために特目として置いてきた金でありますので、それを理由に入れて否決をしたわけであります。そうすると、町の執行者については議会で否決されたわけですから、本来は使えない。私はこう思います。

ところが、9月の予算書を見てみますと、否決6月にされたにも係わらず、9月7,200万補正の中に上がっております。これ普通考えられないことであります。で、そういう状況で議会でいろいろと審議をした結果、これ私が提案したんですが、修正をかけました。その修正は、特別会計へ7,200万繰出しがありましたので、7,200万円特別会計へ戻しまして、予算が組めないということでありまして、財政調整基金から7,200万円も繰出しをして修正をしたわけであります。それが、最終的に9月の定例会

が 22 日で終わったわけでありましてけれども、その中でですね、議会で修正したにも係わらずですよ、27 日にまた再度、議会で条例を改正後否決した、それにも係わらず何も言わずにまた 7,200 万補正上げてきた。補正上げてきた言うから、また修正した。修正したらまた今度専決でやった。そんなことは議会を非常に軽視した問題である。議会制民主主義とは何なのか。議会っていうのは確かに町長は専決する権利がございますけれども、議会の中で停止決定されたものを 10 日もしないうちにそれを覆すいうことは、大変議会を軽視している。私はそのように怒りを感じております。

そういう状況の中で今も申し上げましたように、専決をしたんであればですね、もし一会計の中で 1 回提案しかできませんので、同じ会計にもう一度その同じ提案できませんから、22 日閉会して直ぐにですね、また臨時議会を開いて、再議という方向もあったと思いますし、また専決処分してその中で答えがいずれに出ようとも、臨時議会を開いてその報告をし、新町に対してこのように迷惑をかけないようにする。これが当然であろうと私思いますので、それを新町長にどうこう聞いてもなかなか難しい問題がありますけれども、私たち議会の議員の私一員としてね、これを黙って今日通すわけにはいかない、こう思っております。

以上です。あの、答弁はね、要りません。やられたことは本人がおられませんので、首長が。今日、総務課長に、前総務課長に聞かれたって、「町長が行われたこと」だと言われたら、もうこれはどうも言いようがありませんので、そういう議会を軽視したことのないようにね、今度新町長もね、何とかそこらを十分含めてね、議会を尊重して物事の執行にあたっていただきたい。それを教訓にしていきたいということを申し上げまして質問を終わります。以上です。

議長（梶原義正君） 以上で町長の報告は終わります。

〔鍋島君「質問あるから、質問」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 28 番、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） 28 番、鍋島です。西岡議員に引き続いて質問をさせていただきます。

まず、1 点でありますけれども、西岡議員の討論の中にも、意見の中にもありましたけれども、何のための専決かということを実実に基づいて新町長に確認させていただきたいというふうに思います。この内容を見れば、誰が見ても明らかなことは、財政調整基金に 7,000 万円からの金を戻すという、これが主要な金額的にもね、内容であることは明白であります。そのために水道基金を特別会計に繰出して、それから一般会計に入れると。これがその内容の主なものであります。

ここで伺いたいのは、まず財政の関係で伺いたいのは、この財調をなぜ 7,000 万円ほどの金を戻すことによって、旧南光町の財調基金というのは結局どのくらいになったのか、その内容であります。

これについてはもう 1 点、これは庵途町長に伺いたいんですが、昨年 5 月 31 日、平成 16 年 5 月 31 日に山田町長、当時の山田町長、当時の西岡議長連名で佐用・上月の町長・議長に公文書が出されているわけでありまして。その内容は確認する必要はありませんけれども、一応確認させていただきます。山田謙三、西岡正名で佐用・上月に出されているのは、「佐用・上月合併協に南光町をどうしても加入させてほしい」、そういう内容の中で、当時事前調整の項目であった「標準財政規模の 2 割以上の基金を

持ち寄りに努力する」という佐用・上月側からの提案に対して、山田・西岡両名での回答は、公文書になっておりますけども、これは「財政規模 2 割以上を目標に基金を持ち寄る」、明確な「持ち寄る」ということで明確なね回答書になっております。但し、基金が確保できない場合は切腹とは書いてないけどね、「基金できない場合はいろんなもので手を打ちます」というようなことも書いてある。

じゃあ、ここで伺いたいのは、これだけ正式なね、南光、佐用・上月両町間の約束事というのは重大であります。これは当然、それぞれの町に責任を果たす義務があります。この問題最近、11 町協の問題でね、発生した問題も出ておりますけども、当然これは守らなきゃならないというのが責任者の当然の立場だと思います。そのことからすれば、この基金というのはね、これは読んでからもはっきりしますように、それからそれぞれの町で町長が財調基金ということを経済の中川町長も明言していたわけですけども、財調基金であることは明白であります、前後の状況から。それからして、この専決処分することによって、標準財政規模の 2 割のね、南光町の財調基金が確保するような措置になったのか。もし、この専決がなければ結局約束を果たせなかったのではないか。

この 2 点について答弁をいただきます。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、合併にあたりましては将来の新町の財政運営を円滑にするためにですね、旧 4 町がですね、やはり最大限の努力をしてお互いに財政的な責任も果たして合併をしようという約束、これが原則、あの最初の基本的な合意で、あの話し合いであります。その中でそのじゃあ数字的にどれくらいな基金というものをですね、目標にしようかという中で、財政規模の 2 割ということがまあ 4 町長、最初の中川町長、そして私と話をした。

〔「標準財政規模のね」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君） 標準財政規模の 2 割です。それは、規模を決めたわけですが。しかし、それを、それは、それに努力をするという項目が付いてますようにね、決してその 2 割が確保できなければ合併をしないということでは当然ありませんでした。で、やはり約束を守るのは当然これは各自治体としての責任でもあり、町長としての責任でもありますけども、約束を守るためにはその裏にはルールに即した形で当然それを履行していかなくちゃいけないというのは、これはその当然のことで、そういうことまで確認する必要はありませんし、今回あの財政調整基金のみについて一応そういう約束、あの取り交わしをいたしておりますけどもね、あとは当然基金におきましては、それぞれの町がいろんな事業を行い、またいろんな会計を持っております。それに対しては、そのことに必要な基金と、それは当然各町の責任において持ち寄るということ。このこともこれも当然のことだと思っておりますのでね、まあこの基金の、財政調整基金の南光町が、確かに標準財政規模 2 割、3 億 1,000 余りの基金を今回の合併にあたりまして持ち寄ったということで、その金額的な面はクリアをいたしております。しかし、その基金を作るために、この他の財調からですね、取り崩してそれに充てたという形だけではね、ただ数字上をつじつま合わせをしたというふうに見ら

れても仕方ないと思いますし、それは信義に反するやり方だというふうに私は思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） あの財政の方からの答弁も確認したいんですけど。ちょっと今の町長の答弁でね、どうしてもひっかかるのは、ひとつは佐用・上月側からはね、努力という形で提案しとんですよ。ところが、山田・西岡両名の回答書はね、公文書で「持ち寄る」と名言しとんですよ。「持ち寄るために努力」となっていないんですね。それがまあこれも当然当時の町長ですからもっともやと思いますけど、そういうそういった点では明言してね、内容になってる。約束事になってる。だから、約束した財調をね、当然 2 割規模を確保して新町に持ち寄るというのはね、これは庵途町長、当時の中川町長、川田議長、石原議長だけではなくてね、周りの全町民に対する約束事でありまして。公文書という点からすればね。その約束事を果たすためにそういった措置を取るというのは、当然責任ある立場の者としてはなすべきことやないかと。その点で先ほどの町長の答弁にあった「やりくりをしてやるのは真偽に反する」というのは、少しそれはおかしいことやないかというふうに思うんですけども。約束を守る、財調 2 割を守るために最大限努力して持ち寄ったということやね、見ずに、中身がどうのこうのというのはおかしいんじゃないかな。どう思う。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 最大限努力というね、努力の中身だと思います。

〔鍋島君「いや、回答」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） いや、ですから回答では「持ち寄ります」ということでの回答です。

〔「回答は「努める」というようなこと」と呼ぶ者あり〕

町長（庵途典章君） いや。

〔「「努める」ということ」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ちょっと。

町長（庵途典章君） いや、そういうふうに要請は「努める」ということで、あの覚え書きを交わしているわけです。しかし、回答はそのそれを「持ち寄る」ということ。ただ、その「持ち寄る」というのは南光町長のそれは意思表示でありまして、それについて当然それはその責任においてそれを努力されると、最大限努力されるということは当然のことだと思います。しかし、その努力の仕方というものの中身がね、今問題になっとうわけでありまして、あの確かに財調としてはそれを達成されたとい

うことについては、これは南光町長としては、これはその責任を果たしたと言われるかもしれませんが、そのことを行うためにね、今南光町のこれは議会の、南光町の私は責任だと思いますけども、議会でも問題にされてるようなことがあったということが事実ですから、そのことについてはやっぱりそれぞれ問題があるんじゃないかと思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） 答弁の中あったけども、財調基金の 2 割確保のために努力して、それを果たしたのは事実として認めるということですね。それ、もう一回確認しときたいんですけど。庵造町長。

議長（梶原義正君） はい、町長。

〔「ルール違反して」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ちょっと。

町長（庵造典章君） いやいや、だから金額としては財調の金額はそれはクリアされたということは、これは事実ですけども、しかしそのやり方、そのやりくりされた中身については、今南光町の議会でも問題、旧南光町で問題にされたような状況についてはね、私はそのやり方というのは行政ルールからは私は反したやり方であったというふうに思っております。

〔鍋島君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） そこまで言うんだったら、あの、当時庵造町長は、当時の佐用町の町長としてね、その正式な回答書を受けとるわけですよ。受けているわけ。ね。それが財調の 2 割を確保するという約束をしてね、で、それでまあ 2 割を確保したと。これはまあ事実経過というのは事実になるとるわけ。逆に当時の佐用町長、庵造町長の立場から聞きたいんですけども、それだけの約束事をね、この専決をせずに財調を 2 割確保できずにきてしもたということに対しては何ら問題も感じないというようなことになるわけ。その辺り聞きたいんですけど。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵造典章君） あの、その財調が 2 割確保できなければ合併をしないということではありません。それはそういうことで努力目標しますと、してくださいということでの要請をしたわけですから、その回答はそういう回答であったかもしれませんが、私は旧上月町・佐用町としての立場としてはですね、「その努力を精一杯して、それができなければ当然ほかの行政改革も含めて努力をしてください」ということを

要請したわけです。だからその中で保育料を値上げしたり、水道料を値上げしたり、そういう努力をされてるわけです。そういう努力をされた以上はそれは私はその約束は果たされたという形で、当然 4 町の、南光町の加入についてそれは同意をしたということでもありますので、あの、その基金が達成できなかったからこの合併はできなかったということではございません。

〔鍋島君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番(鍋島裕文君) 達成しなかったら合併しないというようなことではなくてね、そりゃそんなことになってないんや。ただね、正式に相手側から「持ち寄る」ということの名言を受けた立場だから、庵途町長はね。それは精一杯相手が努力して持ち寄ったというのが、あの事実経過だから、むしろそれを「持ち寄る」と明言しておいてね、持ち寄らなかったら、「ああ、あの時の約束自体は残念ながら果たせなかったですね」というのが庵途町長の立場じゃないのかな。その点を聞いてるんやけどね。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ですから私たちの当時の立場は努力をしていただくと、その事実を確認するということでした。ですから、もしそれが達成できたということについては、できたかできなかったというよりか、それは私たちはそのそういう努力目標として、みんなそれを達成するようにお互い信義を守りましょうということをお願いしたことで、別にその回答が「持ち寄ります」となってあったとしてもね、その通しでの考え方というのは、それは逆に変わるものではなかったというふうに思っております。

〔西岡君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、31 番、西岡君。

31 番（西岡正君） 西岡です。先ほど鍋島さんの方からそのいろんなやりとりの話もあったわけですが、わたしも山田町長も言われるように、南光町の住民が合併をするということの選択をされてから 2 町の議長・町長と色々な形の中で調整会議が行われました。もう既にその時にですね、南光町の財政は平成 17 年度の予算は組めないという状況でございましたので、私は「2 割を持ち寄ることは不可能である」ということをはっきり申し上げたんです。ところが、「その 2 割の金を持ち寄らなくても、それまでに最大の努力をされることで認めましょう」ということが元々の調整の内容であったと。で、そのために、南光町の町長は水道料金も上げましたし、保育料も上げました。国民健康保険も上げました。その中で最大の努力をすることによって認めましょうということの約束でありましたので、今町長が言われるように南光町の財政調整基金が 1 億であろうと 5,000 万であろうと、それは合併に何ら支障は来たさなかった。元々の約束であります。私はそういうふうに思っております。

ただ、鍋島さんが言われよりもすけれども、特目というのはですね、あの時に話として、「特目の基金については持ち寄りだめですよ」ということも決めたはずなんで

す。これは、水道特別会計というたら特目なんですね。これ、地方自治法の 241 条に定められております。「目的以外に使用してはならない」。ね。いかに確かに意欲の花、種を持って行こうとしてもですね、この地方自治法 241 条に「この目的以外に使用してはならない」というものを議会が、かけられた議会が「ノーですよ。このとおりであきませんよ」って決めたわけですから、それは南光町の議会で決めたことは尊重してもらわなあかん。それを無視して持って行くことは、今私が前に申し上げたとおりでありますから、まずそしたら鍋島さんにお尋ねしますがね、休憩してくださいよ、後で。この 241 条の縛られてる特目は基金は取り崩してはならないということは、その基金取り崩して持って行ってよろしいですよという決め方はしてませんよ。特目はだめですよっていう約束しとるはずです。だから南光町の議会は特目はだめですということ言うたんです。ですから、今おっしゃってることは全然間違ってます。以上です。

〔休憩〕と呼ぶ者あり〕

31 番（西岡正君） もし、町長記憶があればそのことを。

〔鍋島君「誰に聞いとんや、それを」と呼ぶ〕

31 番（西岡正君） 町長に聞つきょんや。だから、町長に記憶があれば私はそういう認識だからお尋ねしたい。

〔休憩しようや〕と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。まああの、当時の記録、記憶、そんなにね、きちっと定かでないけども、基本的な話は今申し上げたような、あの考え方で、財政調整基金ということに基づいてお話をし、「それができなければほかの行政改革を行ってください」と、「そういう努力をしてください」ということで、山田町長も「そういうふうにやります」というふうにされたと思います。ただ、その今詳しくですね、特目がこれを、については別ですよというようなことをね、きちっと私が約束したかどうかは、それは分かりません。私はそういう記憶はあんまりないんですけども、ただそのことは約束するしないに係わらず、行政ルールとして当然のことだということはお互いに認識はあります。これは行政を責任持って担当している以上ですね、そういうことが裏にない以上、なければですね、できないわけですから、それは別に文章で交わすとか何とかという問題ではないというふうに私は思っております。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） あの、以上。

〔鍋島君「議長、今、質問あったから。議長、はい、質問」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） はい。まああの、特目基金の取り崩しについて要請があつていう、今西岡議員の意見・質問があつたわけですけども、じゃあその財政関係で確認します。特目基金の取り崩しというのは当然地方自治法もあるけど、当然のことながら各町条例でね、それは取り決めているわけでありまして。で、当然のことながらどの特目基金も経済事情や特別の変動、それからその他特別の事情があればね、処分ができるというのは、これは一般的なね、どこの特目基金の条例になっているわけでありまして。そういうことからして、この特目基金を水道特別会計に取り崩して、特別なその他の理由ということをやったんでしょう。やって、水道会計から一般会計に繰出すという、この一連の作業が特目基金の地方自治法や、それから旧南光町条例、それらの法的な内容から絡めてね、違法なのかどうなのか、この点での当局見解を伺いたい。

議長（梶原義正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） はい、あのまず 1 点は、その特目基金ですね、関係はその目的を持って充てる基金として積立てております。そういう中で南光町、旧南光町の方ですね、当然その簡易水道の財政管理基金条例に基づかれて、第 5 条の中ですね、ありますが、「経済事情の変動等及びその他の事情により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるため財源に充てる時」という項目がございます。そういう中で、この項目に当てはめられてですね、あの町長の方が専決処分されたんであると私は思っております。

〔鍋島君「そやから、違法かどうか聞きよんや」と呼ぶ〕

財政課長（小河正文君） はい、ですから、これについては当然、通常であれば議会の方にもですね、相談されて、こういう風に充てるという中で、処分は通常されるものと思っております。それが違法であるか、適法であるかというのは、最終的に議員各位の関係で出てくるものと私は思っております。

〔西岡君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西岡君。

31 番（西岡正君） はい。あの今財政担当課長が説明をされたと思うんですけども、当然その基金についてはですね、必要として積み立てられたものですから、例えば南光町の水道がなくなるとかね、あるいは、南光町にもう水道事業するところがないとかいうのであればね、それは当然今言われた形の中でいいでしょう。しかしながらね、一番大事なことは議会というのが何のためにあるのかということ、ね。例えば、「右も正しいですよ、左も正しいですよ」「そりゃ、右も間違ってるし、左も間違ってる」ということはよくあります。今言われたとおりなんです。南光町。それが南光町の行政で町長が提案され、南光町の議会にかけられたわけでしょう。議会は「ノー」って言うんですけども、そしたら議会を無視してすることは本来正しいんですか、それが。おかしいじゃないですか。それだったら議会要らんじゃないですか。そうありません。何ほども法律でありますよ、そんなことが。地方自治法の中に。右もあれ

ば左もある、その見解を探しながら町長はそれを取り崩すために議会の条例改正を上げてきたわけでしょ。その議会の条例改正を議会が「ノー」言うたんでしょ。それは「南光町の住民のためにこれは取り崩したらいけませんよ」と決められたことですから、何ぼいかなる執行者と言えどもね、議会が「ノー」って言うたらもう勝手に取り崩すことは、これは正しくない。そうでないと議会要らない。予算も何も審議する必要ない、それだったら。私そう思います。

〔鍋島君「議長、ちょっと財政課長に答弁、質問」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、はい、鍋島君。

28番（鍋島裕文君） 結局明確な答弁もろてないんですよ。というのはね、あの地方自治法だけじゃなくて、いわゆる特目基金条例に基づいて、今5条等の説明があったんですよ。旧南光町条例のね。それに基づいて町長が処分されたんだろうというふうに財政課長が今答弁しました。それで、それが違法かどうかを議会が判断する。そんなこと違うんです。それは違う。それが違法かどうかはね、当然のことながら町、今財政課長だったら当然判断すべき立場なんですよ、ね。だから私は違法かどうかということを財政課長に聞いとんで、違法だったらもうこの提案自体は間違いですよ。いいですか。だからそのことが違法かどうかを正確に、正式に言うてください。そうしないと、これ議論進まへん。

議長（梶原義正君） はい、財政課長。

〔「議長、休憩」と呼ぶ者あり〕

〔「休憩しようや」と呼ぶ者あり〕

〔町長「いやいや、やったらええ」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私の見解としては違法ではありません、当然。ただ、この今言われるようにね、その法律的に違法かどうかと言われれば、その他の目的に特目基金が使えないということはないわけです。手続きを踏めば、ちゃんと。しかしね、今回、その何かその町民にとって必要な事業に使うんだということで議会で説明されて、それに使われておるんだったらいいんですけども、それをわざわざ財政調整基金、まだ何も使う目的のないものに使ってるという、そこんところが問題だという話であって、それは通常の行政ルールからは反していますよという、私はルールからは反してるというふうに思います。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ちょっとしばらく休憩します。

午前10時44分 休憩

議長（梶原義正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
以上で町長の報告は終わります。

〔高見君「議長、もう1点だけ。僕、1回も質問してない。こんなん」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、高見君。

1番（高見誠規君） 1番、高見誠規です。

最前の鍋島君が言うておりましたんにつきましてですね、お尋ねしたいんですが、佐用町長と上月町長、それから議会議長、それぞれ宛に南光町長と今発言されておった西岡正さん、議長さん、この方がですね、佐用町・上月町・南光町合併協議会設置に伴う加入調整についての回答、平成16年5月31日付けの文書ですけども、これの6ページですね、4番、財政基盤作り及び基金保有に努めるという項目の中で、「そのため標準財政規模の2割以上を目標に基金を持ち寄る」とはっきり書いてあるんです。で、その点について西岡議員が「別にそんなことせんでもえんだ」というような発言をしきりにされておるんですがですね、この点町長どういうふうに考えられますか。

〔西岡君「ちょっと待って。ちょっと先言わして」と呼ぶ〕

〔高見君「いや、町長に質問しよんや」と呼ぶ〕

〔西岡君「いやいや、あのね、言いたいんは」と呼ぶ〕

〔高見君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ちょっと待って、ちょっと待って。はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。

〔高見君「その1点です」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） いや、持ち寄るということについてどうでもいいということじゃなくて、努力をするということの前提でいう話をさせていただきます。しかし、その努力の中でこれはどこからでも集めてきて、その基金を確保したらいいということじゃなくってですね、当然その前提には行政改革を行って、そしてそういう基金を確保するというところで話をしたわけです。ですから、その今回のようにね、特目基金から、その他の基金から寄せ集めてきて、財政調整基金をその確保ということ、このことを当然想定してるわけではありませんし、そういうこと自体は行政ルール、執行から言うたらおかしいと、ルール違反ですよという話だけです。

〔「議長、議長」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ちょっと待って、ちょっと待って。ちょっと、待ってください

い。こっちがまだ。

1 番（高見誠規） ですからね、南光町の方の西岡氏を含めて、そういう決意を表明しとるわけですね。その方がですね、「持ち寄りでもえんだ」というようなことを言われることについてですね、その 1 点だけ答弁、道義的にどうか。

町長（庵途典章君） 別に持ち寄りなくてもいいと私は西岡議員も言われてるんじゃないと思います。最大限の努力をしていただくことが前提で、それが確保できなくても、それは合併は支障はなかったんだということでもあります。

〔石原君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、石原君。

27 番（石原俊一君） 私は当時議長でございましたので、今あの、町長が言われたように、あのまあ南光町と話す中でちょっと無理やなということを感じ取ったんですが、「行政財政改革して持ち寄ります」ということの、言われたから、それでいんじゃないかというふうに思っております。町長の言われたとおりです。はい。

〔山本君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

21 番（山本幹雄君） はい、あのね、これ専決はこのこれについて今話しよんでしょ。提案された。ね。ほんで、今ね、高見さんが言われとうのは、合併についての基金の話なんで、まあ持ち寄りのとき標準財政規模持ってくるかどうかいう。で、西岡さんが言うたのは、これについてこの提案されとうことについて話したんです。けど、高見さんが言うたのはもうずれてもとんですよ、論点。はっきり言うて。僕に言わせると。いや、だけどそれが持ってこれるか、どうかいうために、持ってくるためにそういう方法をとったという話をしようわけでしょ、高見さんは。それがえんかどうかい。だけど、そういう方法かどうかという問題ではなくして、このこれが正しんか、これについて今、今回協議することちゃあうんですか。町長が提案してくれたことについて。ところが、それがやな合併協で持ってくるか持ってこえへんかいうたら、論点が僕に言わしたらずれとんであって、もう、もうちょっとこれの内容について言いさしてもろたらえんじゃないんですかね。だからこれを持ってくるためにね、ああでもない、こうでもないという論点は、僕はちょっともうずれとんじゃないかと思うんです。

議長（梶原義正君） えっとあの、ちょっと待って。あの、先ほどちょっと言いかけたんですが、これあの、もういつまでやってもなかなかあの、という時間が解決してくれるような問題でもありませんので、これで一応あの町長の報告は打ち切りたいと思います。

日程第 4 . 議案第 7 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君） 続いて日程第 4 に入ります。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上朗読を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。それでは、議案第 7 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第 7 号は佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例並びに佐用町職員の給与に関する条例の 3 つの条例の一部を改正する条例についてであります。提案に対する当局の説明を求めます。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 7 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

この度の改正は人事院勧告に基づき改正するもので、勧告の内容につきましては官民給与の逆格差 0.36 パーセントを解消するため、2 年ぶりに給与の引下げ及び配偶者の扶養手当の引下げと期末勤勉手当、ボーナスの 0.05 箇月分の引上げの改正を行うものであります。

第 1 条では、佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正は、12 月の期末手当の支給割合を 0.05 箇月分引上げ、100 分の 230 に改正するものであります。

第 2 条では、特別職の職員では非常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正で、前条と同様 12 月の期末手当の支給割合及び在職期間の改正であります。

第 3 条におきましては、職員の給与に関する条例の一部改正で、第 11 条第 3 項中、配偶者扶養手当月額 500 円引下げ、1 万 3,000 円に。第 24 条第 2 項第 1 項では、勤勉手当 0.05 箇月分引上げ、職員については 100 分の 75 に、再任用職員については 100 分の 40 に改正し、給与については本年 4 月から 11 月までの 8 箇月分と平均 0.36 パーセント減額調整し、12 月ボーナスから差引き、12 月分の給与から別表のとおり改正するものであります。

慎重審議の上、ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。これより本案についての質疑に入ります。

〔目黒君「はい、議長。35番です」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 35番、目黒君。

35番（目黒有博君） えっとですね、あの、それぞれあの、ちょっと待ってください。常勤の特別職の賃金アップと、それから議員の賃金アップがどれくらいになるのかと、それから一般職員の給料は平均ベースでいくらで、職員の給料は上がるのか下がるのか、で、それいくらになるかちょっとお聞きしたいんですけども。よろしくお願ひします。

議長（梶原義正君） えっと、だれが答弁する。総務課長。

総務課長（小林隆俊君） まず、職員の給与の関係でございますが、これにつきましては、平均4,000円の減ということになります。それから、特別職等の関係でございますが、0.05箇月分今の報酬にかけていただいたその分が上がると、ボーナスが。

〔「金額を教えてください」と呼ぶ者あり〕

総務課長（小林隆俊君） はい。議員の今報酬が22万8,000円ということになりますとですね、4万ちょっとということになるかと思ひます。

〔「三役」と呼ぶ者あり〕

総務課長（小林隆俊君） 三役につきましては、あの、町長の方が4万円ほどですね、それから議会の方が2万ちょっとということですね。

総務課長（小林隆俊君） 5.5の。すいません。ちょっと待ってください。

〔「はっきり言えや、はっきり」と呼ぶ者あり〕

〔町長「そがいなもん今ここで計算できひん」と呼ぶ〕

総務課長（小林隆俊君） ちょっと待ってくださいね。

〔「それが当局ちゃあうんかい」と呼ぶ者あり〕

〔「ほんなら、電卓、もろて計算機でも持ってこなんたら」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ちょっと休憩します。答弁がちょっと。

総務課長（小林隆俊君） 間違え、すいません。いや、書いとったんやけどね。はい。誠に申し訳ない。

議長（梶原義正君） 課長、課長。ちょっと答弁できるように準備してくれえ。ちょっと休憩するで。

午前 11 時 03 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

議長（梶原義正君） 休憩前に引続き会議を再開いたします。
ほんじゃあ、総務課長、答弁。

総務課長（小林隆俊君） はい。それではあの、お答えをいたします。
議会におきましては、1万 2,540 円。はい。それから、町長につきましては、4万 4,605 円ということになります。

〔町長「全額もらえたらや。わしら何にももらえへん」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 他に質問ありませんか。

〔高見君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。1番、高見君。

1番（高見誠規君） そういう職員が、あの、減額されるし、まあ4月に遡ってやられるわけですね。そういうことで、職員が下がると。議員とまあ三役が上がるという関係が1点ありますし、それから何でこの時期に合併、新町の時期にですね、議員や三役のベースアップいうんか、人勤が縦しんばあったとしてもですね、この時期にやるべきではないんじゃないかという点、2点ちょっとお尋ねします。

議長（梶原義正君） えっと、だれが答弁する。はい、町長。

町長（庵道典章君） まああの、特別職の給与につきましてはまた、これあの特別職審議会等で議論いただいて適正なものにしていかなきゃいけないということになるんですけども、あの、この給与の上げ下げについては、これまでも上がっても下がってもですね、これまで人事院勧告に基づきですね、これを処理してきたということですので、まあ今回そのままこう提案をさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

〔高見君「いや、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、高見君。

1番（高見誠規君） いや、特にあのこの時期に何でせなあかなんだんかという点ですわ。そやから人事院勧告があったらな、人事院勧告が出たからやるんだと言われるけども、まあ県下でもこのやり方あかんいうて否決されとる洲本市なんかもありますからね。それで、職員の分は団体交渉で決まっとるから、それは引下げなんですけど

も議会で承認しようと。しかし、合併したこの時期にですね、特に三役や議員のベースアップするという、あの、年末手当のね増額するというについてはあかんというようになっておるわけです。それで、まあ住民感情、まあ町民感情としてもですね、「はやもう合併したら早速値上げかいや」というて、縦しんばボーナスにしてもですよ、それではやな、「われわれ合併について期待しとった経費節減とかそういう点で裏切っとうじゃないか」ということにんるんじゃないかと。その点も検討されたんですか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの「この時期に」と言われますけども、これはあの合併がたまたまこの時期の合併であったというだけで、その時期がね、これに合わせたというわけでもないし、このだからここで上げたいうわけでもありませんので、これは通常の国のひとつのこういう人事院勧告というですね、勧告の時期、勧告がされたと。それに対してこれまでそれに従って、一応処理をしてきたということで、それ以上の何もございません。

〔高見君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、1番。

1番（高見誠規君） そういう合併の関係で住民がどう思うかということについても検討されたんですか、どうですか。その点だけお尋ねして終わります。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、ご存じのようにこういう時期でいろいろな問題、課題について十分に検討したかと言われると、まああの、まだ私も就任したばかりですから、そこまで事務的な形でのこの処理であって、そういうことまで含めたことまで検討したということではございません。

〔高見君「検討しとらん。それを」と呼ぶ〕

〔森崎君「はい、議長。36番」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。36番、森崎君。

36番（森崎龍二君） えっと、この議案はまあ職員の分と三役の分と一括提案というんかそういうことになっとうわけですけども、これを分けて、分離して提案するという、その中で採否を取るといふ、そんな方法はとれるかどうかちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（梶原義正君） 上げとんやでな。はい、だれが答弁するん、これ。
はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） はい。あの議案として3点それぞれ提案させていただいておりますので、これでご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

〔森崎君「3点という、すみません」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

36番（森崎龍二君） 3点別々にという意味の3点ということなのか、一括3点という意味なのか。

議長（梶原義正君） いやいや、一括3点や。

〔総務課長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） 一括でございます。一括で提案させていただいております。

議長（梶原義正君） はい、他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） それでは、本案についての質疑を終結いたします。これより本案についての討論に入ります。反対討論の方ありますか。

〔目黒君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 何番やったかいな。

〔目黒君「35番」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 35番、目黒君。

35番（目黒有博君） 35番、日本共産党の目黒有博です。

私は議案第7号の反対討論をいたします。本議案の改正で町職員の年間収入は減額になるにも係わらず、町長など三役と議員の報酬・給与は減らず、ボーナスはアップされ、年収は増額となるものであります。職員は減額、町長・議員は増額というのは合併後の厳しい財政運営が余儀なくされている佐用町においては、とても町民の理解は得れないものであります。町長・議員の引上げを止めることは、町長の考え方ひとつで処置できるものであり、そうすべきことを求めて反対します。

以上です。

議長（梶原義正君） 賛成討論の方ありますか。

〔西岡君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、西岡君。

31 番(西岡正君) 先ほど高見議員の質問に対して町長が答えられましたけども、特別職、まあ常勤・非常勤も含めてですが、われわれ町長・議員の報酬については、報酬審議会で委ねて決められております。過去、私の記憶でありますけれども、この12月毎年出されております人勧に沿って下げるべきところは下げてきた。上げるべきところは上げてきた。よって、報酬審議会で決められたことを尊重すると、人勧も含めて今までにやってきたことを尊重すべきだと私は思いますので、本案件には賛成でございます。

議長（梶原義正君） 他に討論ありませんか。ないようですから、これで本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。

議案第7号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5に入ります。議案第8号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） ただいま上程をいただきました議案第8号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

この度の改正は消防法の一部改正の交付に伴い、国が示す火災予防条例の一部が改正され、これに準じて佐用町火災予防条例の一部を改正するものであります。今回の改正内容としまして、大きく分けると4つでございます。

1つは、新たに火災に関する警報発令中の喫煙の制限に関するものを定めます。第29条関係。

2つ目は、少量危険物等を貯蔵し、又は取り扱い場所の位置、構造及び設備の技術上の基準を定めるものでございます。第31条から第31条の6、第31条の8、第33条、第34条、第34条の3関係。

3つ目は、合成樹脂類の貯蔵及び取り扱いの技術上の基準を定めるものでございます。第34条関係。

4つ目は、新たに再生資源燃料が指定可燃物の品名に指名されたことに伴い、貯蔵及び取り扱いの技術上の基準並びに位置、構造及び設備の技術上の基準を定めるものでございます。第34条関係。

ご審議をいただきまして、ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） はい、提案理由の説明は終わりました。
これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔笹田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。2番、笹田君。

2番（笹田鈴香君） はい。2番、笹田です。

2点聞きたいんですが、まず1点は、今日の議会提案されております議案第8号、そして第3回の定例会の第28号に同じ佐用町火災予防条例の一部を改正する条例についてがあるんですが、あのなぜ一括というか、中身がちょっと違うようなんですが、どう違うのか、またなぜ一緒にできないのかお尋ねしたいのが1点と、あとはこの8号の中の中身なんですが、この中の、えっと、これは何、29条中に書いてあるんですが、「山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて佐用町長が指定した区域内において喫煙をしないこと」とありますが、この「指定した区域」はもう決められているのかどうか。2点お尋ねします。

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） はい。それでは、笹田議員のご質問にお答えいたします。

1点目はですね、この度提案させていただいております議案第8号とですね、次回の提案させていただいております28号についてでございますけども、この議案第8号につきましてはですね、施行が12月1日となっておりますので、この度の臨時議会です、提案をさせていただいてご承認を賜りたいということで提案させていただいております。それから、28号につきましてはですね、一般住宅の火災警報器の設置でございます。これは一般まあ家庭に係わりますことなので、定例議会で会期を持っておられる中でご審議を願ってご承認をいただくということで、分けて提案をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

それから2点目のですね、えっと、現在佐用町では指定しておるところはございません。はい。町長がその指定する区域は現在のところありませんけどもですね、まあ今後火災、山林火災等がですね発生する区域においてはですね、町長と協議しながら指定はしていただくということを考えております。

以上です。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。2番、笹田君。

2番（笹田鈴香君） あの、区域をこれから指定ということですが、火災が起きてからでは遅いんじゃないですか。大体それ、あの、どういうところというか、まあ家の近くとか全然こうかけ離れた所か、そういう部分での分け方はされてませんか。

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） はい。あの、そうです。あの、「発生してから遅い」というご質問でございますけれども、確かにそうでございます。現在ですね、指定を検討するところはございますけれども、それはやはり山林火災、平成 8 年ぐらいから統計とってるんですけども、やはり山林火災が多く発生する所についてはですね、今後指定を検討していきたいというふうには思っております。以上でございます。

議長（梶原義正君） 他にありませんか。

〔金谷君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、ちょっと待って。金谷君。

46 番（金谷英志君） 46 番、金谷。

この度の条例改正ですね、事務量の変化があるのか、その事務量の変化に職員はどう対応されるのか、その 2 点。

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） はい。えっと、事務量の変化でございますけれども、このですね、条例改正に該当する施設等ですね、は若干ございますけれども、管内に。そしたら直接それ今から事務どうのこうのいうのはございません。ですから、その関係してる施設等につきましてはですね、この周知徹底ということは査察等の時にですね、さしていただいております。以上でございます。

〔木村君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。6 番、木村君。

6 番（木村慎吾君） この、これができる前ですけどね、実は 10 月 24 日にあるところから大量にね灯油が流れ出したんです。恐らく届けはなかったと思うんですが、こういう条例の中にねそういうふうなことがもしあったら、こう届けなければならぬっていうようなことを入れたらどうかしらんと思うんですけど。あの、それがね、5 時半、6 時くらいやったかな、夕方の。だから、役場へ行っても環境の係ももう帰っておられると思って届けなかったんですが、ある箇所ですねかなり大量のものが川に流れ出したんです。まあ、地面ではなくって良かったんですけどね。川に流れ出したで余計広く見えたんですが、もう一帯灯油の臭いがするぐらいひどく流れたんです。まあ、そういうことがありましたんで、できたらそういうことがあった場合、例えば消防署へ届けなければならぬというようなことをちょっと 1 項入れたらどうかと思うんです。

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） はい。誠に申し訳ございません。私もその消防法ですね、すべてを把握しておりませんので、今議員のおっしゃった灯油が流れ出てどうのこうのというのは、ちょっと今の 10 月 24 日のことについては私とこ把握しておりません。しかしですね、以前私がこの 4 月からお世話になってるんですけども、その間にです

ね、何件かあったのは、今おっしゃったように役場に連絡したけども日曜日だって連絡がつかないから言うて、警察なり私のとこの方へ直接連絡があって、その処理をさせていだきたいという経緯はございますので、それはもうぜひ消防署の方へ通報していただくように、また周知等もしていきたいというふうに思っております。

議長（梶原義正君） 他にありませんか。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

19 番（岡本義次君） はい。19 番、岡本です。

今、笹田さんがおっしゃった 29 条の山の指定なんですけれど、これからしていくということでございますけれど、もしそれらをした場合、罰則とかそういう刑法的なものはお考えになってないかということが 1 つでございます。

それから、もう 1 点は、31 条 7 項の 4、2,050 ページ、2,051 のところにありますように、タンク等ですね金属疲労を確認する場合、まあ水圧をですね、1.5 倍の圧力で、それ 10 分間行って、水圧試験において漏れ又は変形しないものであるという、このようにうたわれておりますけれど、これらについては何年間に 1 回こういうことをされるとか、そういうような決めはないのでしょうか。

それと、この条例そのものは、国又は県のそういう基準に従ってまとめられたものかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） はい。えっと、この罰則規定はございません。はい。
それから、えっと、もう 1 点の。

〔岡本君「2,051 ページ」と呼ぶ〕

消防長（加藤隆久君） あ、この条例につきましてはですね、あの、国の火災予防条例の例に基づきまして町の火災予防条例を改正してるということでございます。

〔岡本君「それからもう 1 点。41 条 7 項。2,051 ページの水圧のそういうデータ」と呼ぶ〕

〔消防長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） はい。これにつきましてはですね、えっと、そのタンク製造された時に水圧テスト等はその製造工場に行っております。ですから、管内で製造しておるタンクについては私の証明を出しておりますし、その缶がですね、例えば違うところのところで製造されて持ってきてもらうものにつきましては、その管轄している消防長の証明を持ってきておられます。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

19 番（岡本義次君） 今回の関連なんですけれど、あのいわゆる設置してからね、例えば 3 年、あの普通金属でも金属疲労というんを起こしまして、まああの使って、耐用年数すればですね、痛んで疲労していくものがございますんで、それを定期的に例えば 3 年に 1 回とか、5 年に 1 回ですね、そういう検査を定期的にやっておるんかどうか、そこら辺をまた教えていただきたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 誠に申し訳ない、ちょっと勉強不足です。また、はい、調べてご返事させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔岡本君「はい。すみません」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

19 番（岡本義次君） それからもう 1 個ある、千種川でですね、あの魚の奇魚いうんですか、変形的な魚があるということをお聞きしましたんで、まあこういうなせっかく条例作られるときにね、やはり今、木村さんがおっしゃったように、河川とかへこういう油関係とかいろいろなまああの、どう言うんですか、薬品関係が流出してですね、そういうことが起こらんととも限りませんのんで、当然そういう届けなりあの義務をですね、ここの中でですねうたって、そういうことにも十分配慮する必要があると思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） はい。先ほどもお答えさせていただきましたようにですね、その消防法の中にそれがあのかどうかというのが、ちょっと私も把握しておりませんが、そういうのは今先ほども答弁させていただきましたように、通報していただいて、私の方とかしかるべき関係機関等も連絡を取ってですね、処理等はさせていただいておりますので、はい。そういうことをご理解していただきたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、他にありませんか。

ほかにないようですから、これで本案についての質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。

反対討論の方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） はい。賛成討論の方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） はい。これで本案についての討論を終結いたします。
これより本案についての採決に入ります。
議案第 8 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、挙手全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
以上で本日の日程は終了いたしました。
お諮りいたします。今期臨時議会に付議された案件は終了いたしましたので閉会をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ご異議なしと認めます。よって、第 2 回佐用町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。
どなたさんも御苦勞様でした。

午前 11 時 27 分 閉会
